

令和8年度年間調整手続の案内

島津アリーナ京都(京都府立体育館)

1 年間調整の趣旨

京都府立体育館では、より多くの方に公平かつ効率的に使用していただくため、競技場の全面使用については、前年度に使用希望日の「仮使用申請書」を提出していただき、事前に大会等の「年間調整」を行い、使用日等の「仮決定」を行います。

2 年間調整の対象

令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）まで、第1競技場又は第2競技場の全面使用を希望される団体が対象となります。

3 年間調整の対象外とする日

別紙「令和8年度 島津アリーナ京都（京都府立体育館）使用予定表」に記載する日や時間区分については、年間調整の対象外となりますので、これらの日や時間区分を含む仮使用申請書は受理できません。

4 仮使用申請

(1) 申請期間

仮使用申請は、令和7年11月15日（土）から12月15日（月）までに京都府立体育館事務室にて所定の用紙により申請いただきます。

提出方法は、直接持参、郵送、FAXのいずれかの方法で行ってください。（FAXでの提出の場合、京都府立体育館事務室に確認の電話をお願いします。）

なお、仮使用申請は、12月15日（月）までに事務室に到着したものについてのみ受理しますのでご注意ください。

(2) 申請用紙

申請用紙は当館で交付するほか、島津アリーナ京都（京都府立体育館）ホームページからもダウンロードできます。

(3) 会議室の仮使用申請

競技場の全面使用と併用して使用される会議室も併せて仮使用申請できます。

会議室は、使用月の3箇月前の月末までは変更を受け付けますので、必要と思われる部屋については、競技場と併せて仮使用申請してください。

(4) 大会要項の添付

当館で前年度に開催されていない大会等については、開催要項（案）を添付してください。趣旨、規模、ある程度の内容がわかる、簡単なもので結構です。年間調整の参考とさせていただきます。

5 仮決定

「年間調整」の結果、使用承認となった行事については、当該申請者に「仮決定通知書」を送付します。（通知時期：令和8年1月下旬予定）

また、不承認となった行事についても、申請者に同通知書を送付いたします。

仮決定後の競技場使用の辞退、使用内容の変更は、原則として認めません。実際に使用されない場合であっても原則、使用料金が発生しますので、御承知いただいた上ででの申請をお願いします。

6 仮決定後の使用承認申請及び事前打合せ

年間調整で「仮決定」の通知があった団体は、京都府立体育館に来館の上、所定の申請書に必要事項を記入し、使用料を添えて使用承認申請するとともに、大会等の内容を確認するための事前打合せをしていただきます。

(1) 使用承認申請の受付時期は、次のとおりです。

ア 令和8年4月～8月に使用する場合

令和8年2月16日から使用の日の10日前まで

イ 令和8年9月以降に使用する場合

使用の月の6箇月前の1日から使用の日の10日前まで

(2) 各団体の担当者は、大会等に使用する附属設備やスケジュール等を確認するため、使用の日の概ね2箇月前を目安に、必ず事前に当館と打合せをしていただきますようお願いします。

特に、有料事業や仮設物が必要となる催物は、消防・警察等の関係機関の許可が必要ですので、「行事実施計画書」、「館内行為申請書」等により当館の承諾を得てください。

なお、申請及び事前打合せ等で来館されるときは、大会内容等の詳細を固めた上で、事前に当館に連絡していただき、来館日程の調整をお願いします。

※事前連絡なしでの来館については、打合せ等の対応ができない場合があります。

(3) 催物の広告・宣伝、入場券等の発売を行う場合は、これらの行為を行う前に申請してください。

(4) 自動車での来館者が多数となることが予想される場合は、あらかじめ駐車可能台数、整理要員等について、(2)の事前打合せの際に当館と相談の上、主催者から参加予定者に駐車規制等の通知を徹底してください。

7 館内行為

体育館敷地内において、館内行為（物品の販売、立て看板等の掲示、募金活動等）を行われるときは、原則、開催日の10日前までに、決められた様式により申請して、館長の承認を得ていただく必要があります。

なお、館内行為のうち、企業広告と物品販売スペースの設置は、有料となっています。詳しくは、当館にお問い合わせください。

8 その他

(1) 使用時間区分について

区分	時間帯	摘要
午前の部	午前9時～正午	左記の時間帯には、会場準備、撤去に要する時間を含んでいます。
午後の部	午後1時～5時	
夜の部	午後6時～9時	

(2) 使用制限について

できるだけ多くの方に利用していただくために、同一団体の1箇月間における使用回数を制限することができます。

(3) 使用料金について

使用料金表は、令和7年11月15日現在の金額です。

(令和7年4月1日より料金の改定を行っています。)

(令和8年度の使用からこの改定後の料金が適用されます。)

(4) フットサルの利用について

- ・第1競技場は、全面を利用したコート1面での使用に限定します。(複数コートの使用はできません。)
- ・第2競技場はフットサルでの使用はできません。

9 申請書提出及び問い合わせ先

島津アリーナ京都（京都府立体育館）

〒603-8334 京都市北区大将軍鷹司町

・TEL (075)462-9191 FAX (075)462-9192

執務時間 8:30~21:00 (休館日を除く)

・ホームページ <http://www.kyoto-furitutaiikukan.jp>